卒業・進級判定基準

第1条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

- 1. 各年次57単位以上を修得した者は進級・卒業資格を有する。
- 2. 上記1に該当する者は卒業・進級判定会議により最終決定する。

出 席 率	定期試験	成績 評価	合 否	進級・卒業 判定
	100~80点	Α		
66.7%	79~70点	В	合 格	各年次57単位
以上	69~60点	С		以上を修得した者
	59~ 0点	D	不合格	

[※]上記以外の者は原級留め置きとする。